

Web 竹島問題研究所設置要綱

(設置)

第1条 島根県のホームページに、竹島問題研究会の研究成果や最新の研究情報、島根県 の主張をインターネット上に公開するため、Web 竹島問題研究所(以下「Web 研究所」と言う。)を設置する。これにより、竹島問題に関する島根県の活動を周知するとともに、広く国内 外から評価や批判を積極的に求め、研究者の協力を得て意見交換をすることにより、多く の人に竹島問題について共通認識の醸成を図る。

(活動内容)

第2条 Web 研究所は、次に掲げる活動を行う。

- (1) 竹島問題に関する歴史についての客観的な研究、考察、整理とその公開
- (2) 島根県の主張、活動状況、調査・研究成果、啓発資料などの公開
- (3) (1)又は(2)に対する閲覧者からの評価や批判の受理と意見等に対する回答
- (4) 前各号に掲げるほか、研究所長が必要と認める活動

(Web 研究所の構成)

第3条 Web 研究所の構成は、別表の研究スタッフと事務局とする。

- 2 研究スタッフは知事が委嘱し、任期は2年で再任を妨げない。
- 3 Web 研究所に所長及び副所長を置き、知事が委嘱する。
- 4 所長は、研究スタッフを統括し、副所長は所長を補佐する。
- 5 研究スタッフの会議は、所長が招集し、議長となる。

(研究協力者)

第4条 Web 研究所の研究活動を円滑に行うために、研究協力者を置くことができる。

- 2 研究協力者は必要に応じて別に依頼する。

(庶務)

第5条 研究所の事務局は、島根県総務部総務課に置き、庶務を処理する。

附 則

この要綱は、平成19年7月30日から施行する。

(別表)

所 長	下條 正男 拓殖大学国際学部教授
副所長	杉原 隆 島根県竹島研究顧問
	《 以下、研究スタッフ名は省略 》